

○「5 実施事業」の計画期間終了項目

5-2 事業の概要

(29頁)

基本方針	誰もが「使える」地域公共交通網をつくります
目 標	③安心・安全で利用しやすい車両・施設の整備
実施事業	③-2 バス待ち環境の改善
内 容	◆ベンチ等の休憩施設を設置し、バス待ち環境を改善します。

→八百津町ファミリーセンターのバス停が、YAOバスや東鉄バス八百津線、やおまる東部・西部、また観光シャトルタクシーなど八百津町の公共交通の基点となりますので、ベンチの設置及びトイレの新設を行い、バス待ち環境の改善が図れました。令和6~7年度は、その他のバス停及びその周辺の改修計画は無いため、令和5年度で事業終了としました。

(33頁)

基本方針	将来にわたって「維持できる」地域公共交通網をつくります
目 標	⑥公共交通の利用促進
実施事業	⑥-4 ノーカーデーの実施
内 容	◆自家用車を利用しない「ノーカーデー」を設定し、自家用車から公共交通へ交通手段の転換を図ります。

→役場職員を対象にしたノーカーデーの実施はできますが、町民に対してのノーカーデーの設定は困難なため、違う方法を模索し、公共交通の利用促進に努めることとし、次期計画で再度内容は検討します。

(37頁)

基本方針
目 標
実施事業
内 容

みんなで「支える」地域公共交通網の仕組みをつくります

⑬福祉、教育、NPO などとの連携

⑬-2 スクールバス活用に向けた取組

◆スクールバスを地域住民の交通手段として活用できる方策について関係機関と協議を進めます。

→以前の協議で、小学生や中学生との混乗は困難であると判断しております。

次期公共交通計画では再度協議事項に掲げる可能性もありますが、本計画内での事業は終了とします。

○「5 実施事業」の事業内容追加項目

5-2 事業の概要

(35頁)

基本方針	誰もが「使える」地域公共交通網をつくります
目 標	⑨運転手の確保
実施事業	⑨-1 人材確保・育成・安全教育の支援
内 容	◆交通事業者の雇用・労働人材を確保するための支援を行います。

→バス業界の人手不足が深刻な状況である。公共交通を維持するためにも、事業者と町、また、町のみならず圏域自治体と情報を共有し、人材支援や人材の発掘等の支援に取り組む。